

執筆者:

[E-mail](mailto:hiroshige@nishimura-asahi.com) 廣澤 太郎[E-mail](mailto:chikuda@nishimura-asahi.com) 村田 知信[E-mail](mailto:nguyen.tuan.anh@nishimura-asahi.com) Nguyen Tuan Anh

ベトナムでは、2022年8月15日、サイバーセキュリティ法の施行規則を定める政令53号/2022/ND-CP(以下「政令53号」という。)が制定され、これまで義務の内容が不明確であるため実質的には施行されていないに等しかったデータローカライゼーション義務の範囲・詳細が明らかになった。**当該義務は、2022年10月1日から施行され、パブリックコメント募集時の内容と異なり、外国企業のベトナム子会社を含むベトナムで設立されオンラインサービスを提供する事業者に対して無条件でかつ幅広く適用され得る内容になっている**ため、ベトナムにおいてオンラインサービスを提供している事業者は留意が必要である。

1. これまでの経緯

2019年1月1日に施行されたサイバーセキュリティ法は、ベトナムで電気通信ネットワーク上若しくはインターネット上のサービス又はサイバースペース上の付加価値サービスを提供する国内外企業が、ベトナムにおける個人情報に関するデータ、サービス利用者の作成したデータ又はサービス利用者の関係性に関するデータの収集、利用、分析又は加工を行う場合、ベトナム政府の定める一定期間中は、これらのデータをベトナムで保管しなければならないと規定している(同法26条3項)。また、当該要件を満たすベトナム国外企業に対して、ベトナムに支店又は駐在員事務所を設立することを義務付けている(同項)。

当該義務は、法令の文言上は適用対象が非常に広く読み得るものの、同法上当該義務の詳細は政令で定めることとされている(同法26条4項)。そのため、当該政令によって適用対象が一定程度限定されることが期待されていた。実際、2018年10月31日から2019年1月末までパブリックコメント募集のために公表されていた当該政令の草案では、当該義務が適用される場面は、事業者がサイバーセキュリティ法に違反した場合等に限定されていた(全てのオンラインサービス事業者に無条件にデータローカライゼーション義務が適用されるような建付にはなっていなかった)。

しかし、当該政令は、サイバーセキュリティ法が施行された2019年1月から3年以上に渡って制定されなかった。この間、多くの事業者は、同法に基づくローカライゼーション義務を、義務の内容が不明確であるため実質的には施行されていないに等しい規定として考えてきた。また、仮に政令が施行されたとしても、パブリックコメント時の内容と同内容であればオンラインサービス事業者全てに対して無条件にデータローカライゼーション義務が適用されることはないだろうという予想も存在した。そのような事情から、ベトナムでビジネスを行っているオンラインサービス事業者であっても、当該義務を意識して遵守していた事業者は少なかった。

ところが、本政令は、そのような予想を裏切り、文言上、ベトナムにおいて設立されオンラインサービスを提供する事業者(国内事業者)に対して、無条件にかつ幅広くデータローカライゼーション義務を適用する建付となっている。以下その詳細を述べる。

2. データローカライゼーション義務の対象となるデータ

政令53号上、データローカライゼーション義務の対象となるデータ(以下「対象データ」という。)は以下のとおりである¹。

¹ 政令53号26条1項

ベトナムのサービス利用者の個人情報に関するデータ ²	全て
ベトナムのサービス利用者が作成したデータ ³	ユーザーアカウント名、タイムログ、クレジットカード情報、電子メールアドレス、ログイン及びログアウトに使用された最新の IP アドレス、登録及びアカウント又はデータへのリンクに使用された電話番号
サービス利用者の関係性に関するデータ ⁴	ユーザーが接続又は交流する友人又はグループ

3. 国内事業者に適用されるデータローカライゼーション義務

国内事業者(ベトナムの法律に従って設立又は登録されベトナムに本店を置く事業者)は、以下の2つの要件を満たす場合、対象データをベトナム国内に保存しなければならない⁵。

- ① ベトナムにおいて、電気通信ネットワーク上のサービス、インターネット上のサービス又はサイバースペース上の付加価値サービスのいずれかを含むサービスを提供すること
- ② ベトナムのサービス利用者の個人情報に関するデータ、ベトナムのサービス利用者が作成したデータ又はサービス利用者の関係性に関するデータの収集、利用、分析又は加工のいずれかを含む活動を行うこと

重要な点は、外国投資企業(日本企業等の外国企業によって設立されたベトナム子会社等)についても、当該義務の対象となる国内事業者に含まれることである。また、適用対象とされる上記①のサービスについては、政令 53 号 2 条 6 項から 8 項に簡単な定義規定が存在するが全く詳細なものではなく、法令文言を読む限り、所謂オンラインサービスは幅広く適用対象になると解釈される可能性が高い。

したがって、例えば、日本企業のベトナム子会社や日本人が出資したベトナム国内のスタートアップ企業がベトナムにおいて E コマース等のオンラインサービスを提供する場合、2022 年 10 月 1 日以降、日本の親会社が日本で構築したシステムのみを利用したり、AWS 等のサーバーがベトナム国内に所在しないクラウドサービス(IaaS・PaaS サービス等)を用いて構築したシステムのみを利用したりする(外国においてのみ対象データを保存する)ことは、少なくとも法令文言上は、上記義務に違反する可能性が高い。

4. 外国事業者に適用されるデータローカライゼーション義務

外国事業者(外国の法律に基づいて設立又は登録された事業者)が外国からベトナムのサービス利用者に対してオンラインサービスを提供する場合、上記 3 の国内事業者に対する義務よりも限定的な義務が適用される。具体的には、外国事業者は、以下の要件を満たす場合に限り、対象データをベトナム国内に保存し、ベトナムに支店又は駐在員事務所を開設する必要がある⁶。

- ① ベトナムにおいて以下のいずれかの分野で事業活動を行うこと
電気通信、サイバースペース上のデータ共有・保存、ベトナム国内のサービス利用者に対する国内外のドメイン名の提供、電子商取引、オンライン決済サービス、仲介決済サービス、オンライン交通接続サービス(ライドシェアサービス等を意味する

² 政令 53 号 2 条 1 項において、「ベトナムのサービス利用者の個人情報に関するデータ」とは、記号、テキスト、数字、画像、音声などの形式により、個人を特定するためのデータだと定義されている。

³ 政令 53 号 2 項 5 項において、「ベトナムのサービス利用者が作成したデータ」とは、記号、テキスト、数字、画像、音声などの形式により、サービス利用者のサイバースペースにおける参加、活動、利用を示すデータ、ベトナムの領土内でサイバースペースとの接続に使われるデバイス及びネットワークサービスに関するデータだと定義されている。

⁴ 政令 53 号 2 条 4 項において、「サービス利用者の関係性に関するデータ」とは、記号、テキスト、数字、画像、音声などの形式により、サービス利用者と他人との関係性をサイバースペース上で反映又は決定するデータだと定義されている。

⁵ 政令 53 号 26 条 2 項

⁶ 政令 53 号 26 条 3 項(a)

と思われる)、ソーシャルネットワーク・コミュニケーション、オンラインゲーム、テキストメッセージ、音声通話、ビデオ通話、電子メール、オンラインゲームの形でサイバースペース上のその他の情報を提供、管理又は運用するサービス

- ② 上記①のサービスがサイバーセキュリティ法の違反行為に利用されたこと
- ③ 公安省の下サイバーセキュリティ・ハイテク犯罪防止警察が、上記①の違反行為を外国事業者に対して通知し、協力、防止、調査及び当該違反行為の処理を書面にて要請したこと
- ④ 外国事業者が上記③の要請に応じなかったこと、又は、サイバーセキュリティ専門家が実施したサイバーセキュリティ措置を阻止、制限、無効化若しくは無力化したこと⁷

外国事業者が上記の要件を全て満たす場合、公安省は、当該事業者に対してデータローカライゼーション義務の遵守を要求する決定を下すことができる⁸。その場合、当該決定の日から12か月以内に、対象となる外国事業者は、当該義務の遵守を完了しなければならない⁹。

この場合にベトナム国内に対象データを保存すべき期間は、外国事業者が保存の要請を受けた日から、当該要請にて指定された終了時期までだが、当該期間は24か月を下回ることはない¹⁰。また、ベトナムに支店又は駐在員事務所を維持すべき期間は、外国事業者が設立の要請を受けた日から、当該事業者がベトナムにおける事業実施又はサービス提供を終了した時点までである¹¹。

上記の外国事業者に対する義務は、パブリックコメント募集時の草案の規定に類似しており、ベトナムの利用者向けにオンラインサービスを提供する外国事業者に対して無条件に適用される建付にはなっていない。

そのため、外国事業者については、例えば、自社が提供するオンラインサービスがベトナム法に違反する行為のために利用され(ソーシャルネットワークサービスが名誉毀損や脱税取引等に利用される事態等)、ベトナム当局からコンテンツ削除や捜査のための情報提供等の要請を受ける等の事態が発生しない限り、上記義務が適用されることはない。また、仮にそのような要請を受けたとしても、当該要請に従うことが可能であれば、上記義務の適用を回避し得る。

したがって、外国事業者に対する義務は、国内事業者に対する義務に比べてオンラインサービス事業に与えるインパクトは小さいと考えられる。

5. データローカライゼーション義務に違反した場合の罰則

政令53号は、データローカライゼーション義務を遵守しない事業者は、違反の性質と重大性に応じて法令に従って処理される旨規定している¹²。もっとも、サイバーセキュリティ法及び政令53号は、当該義務に違反した場合の具体的な罰則は規定していない。しかし、現在ベトナム政府は、当該義務違反を含むサイバーセキュリティ法違反等に対する罰則を定める政令を検討している。以前当該政令の草案がパブリックコメント募集のために公表されていた際には、一定の悪質な違反についてはベトナム国内の収益の5%という罰金が規定されていた。当該政令の今後の動向に注意が必要である。

6. どのように対応すべきか

上記3で述べたとおり、政令53号に規定されたデータローカライゼーション義務は、特にベトナムでオンラインサービスを提供

⁷ 政令53号26条3項(b)には外国事業者が不可抗力で要請に応じることができない場合等のための手続きも規定されている。

⁸ 政令53号26条6項(a)

⁹ 政令53号26条6項(c)

¹⁰ 政令53号27条1項

¹¹ 政令53号27条2項

¹² 政令53号26条8項

する国内事業者にとってインパクトが大きく、どのように対応すべきかが問題となる。

この点、政令 53 号は、ベトナム国内にどのように対象データを保存すべきかの方法を具体的に規定していない。もっとも、法令の文言及び趣旨から考えると、当該義務は、ベトナム国外に対象データを保存することを禁止するものではなく、(ベトナム当局による取り締まりの便宜等のために)国内に対象データを保存することを義務付けるものだと考えられる。そのため、対象データが国内に保存されてさえいれば、同じデータを国外に保存することは可能だと考えられる。したがって、当該義務を遵守するために、現在利用しているベトナム国外のシステムの利用を中止することは必須ではなく、対象データのコピーをベトナム国内にも保存できるようなシステムを構築できればそれで足りると考えられる。

もっとも、そのようなシステムを構築するためには費用がかかり運用も煩雑になると思われるため、そのような対応がベトナムでオンラインサービスを提供する国内事業者にとって負担となることが危惧される。そのような負担のために本来であれば機能やコストの面でメリットがある外国のクラウドサービス等の利用が難しくなり、ベトナム国内にサーバーが所在するサービスの利用を強制させられることになれば、そのような縛りが存在しない外国事業者に比べて競争上不利となり得るであろう。

また、政令 53 号には、国内事業者が負う義務について上記 3 に記載した以上の詳細は規定されておらず、義務の内容が不明確な部分も少なくない。例えば、政令 53 号 27 条 1 項は、ベトナム国内に対象データを保存すべき期間について、事業者がデータ保存の要請を受けた日から開始される旨規定している。しかし、上記 3 で述べたとおり、国内事業者に適用されるデータローカライゼーション義務は、少なくとも法令文言上、当局からの要請の有無を問わず適用されると読み得る。そのため当該 27 条 1 項が国内事業者にも適用されるのか、適用されるとしたらどのように適用されるのか等は不明確である。

このように義務の内容に不明確な点が残っていること及び罰則を定める政令が未制定であることから、2022 年 10 月 1 日以降、ベトナム当局が上記義務の範囲についてどのような解釈をとり違反に対してどこまで積極的に取り締まるのか(違反した場合のリスクの程度)については、未知数な部分が多い(ただし、少なくとも罰則に関する政令が施行されるまでは、ベトナム当局が当該義務違反に対して罰則を科すことはないと思われる。)。ベトナムでは、規制の対象が不明確又は非現実的に広範であるため、当局が取り締まりを行わず結果空文化してしまう規制も珍しくはないのである。

このように、政令 53 号は外国にサーバーが所在するサービスを用いてベトナムでオンラインサービスを提供している国内事業者に対して大きなインパクトを与える義務を規定しているにも拘わらず、その遵守方法や違反した場合の罰則等について規定していないため、2022 年 10 月 1 日から当該義務の適用対象となる国内事業者は難しい判断を迫られることになる。当該義務への対応について当事務所のサポートが必要であればいつでもご連絡いただきたい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) より手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 